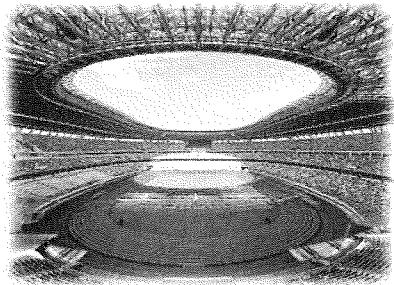


2021 年度

審判講習会

JAAF
HIROSHIMA

広島陸上競技協会 競技運営委員会



(「2020 年度 全国競技運営責任者会議資料」より出典)

公認審判員について

●公認審判員規程

任 務

第1条 公認審判員は、国際陸上競技連盟ならびに日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という）の競技規則により、本連盟または加盟団体が主催、共催あるいは所管する競技会の審判をすることを任務とする。

資 格

第2条 公認審判員は、本連盟の登録会員でなければならない。本連盟の登録会員でその年度内に16歳に達する者は、C級公認審判員となり得る資格を有する。ただし、C級を取得していなくても本連盟の登録会員でその年度内に18歳に達する者は、B級を取得することが可能である。

種 別

第3条 公認審判員は、S級、A級、B級、C級とする。

- 1 S級公認審判員：永年にわたって審判活動に精勤し、熟練した審判技術と知識を有する者。
- 2 A級公認審判員：数多くの審判活動を通して、より高い審判技術と知識を身につけた者。
- 3 B級公認審判員：審判講習会を受講し、公認審判員として必要な技術と知識を身につけた者。
- 4 C級公認審判員：審判講習会を受講し、公認審判員として基礎的な技術と知識を身につけた者。

推薦と昇格

第4条 A級公認審判員で満10年を経過し、その年度内に55歳に達する者は、S級公認審判員に昇格できる資格を有する。毎年、加盟団体から推薦された者について、競技運営委員会で審査の上認定し、本連盟がこれを委嘱する。

B級公認審判員で原則として満10年を経過した者はA級公認審判員に昇格できる資格を有する。

C級公認審判員でその年度内に18歳に達する者はB級公認審判員に昇格できる資格を有する。

A級、B級、C級公認審判員は、加盟団体で審査し、本連盟がこれを委嘱する。

加盟団体は毎年4月末日までに本連盟に対し当年4月1日現在の関係公認審判員数を報告しなければならない。

日本学生陸上競技連合に登録する学生については、申請に基づき本連盟がB級公認審判員に委嘱することができる。また、高等学校体育連盟に登録する高校生については、申請に基づき本連盟がC級公認審判員に委嘱することができる。

解任と復権

第5条 公認審判員は、次の1、2項のいずれかに該当するときは、自動的にその任を解かれる。

- 1 登録会員でなくなったとき。ただし、特別の事情によって、一時的に登録会員でなくなつても、その特別な事情が解消し再び登録会員となったときには、以前の資格を回復する。
- 2 競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず、1年以上特別の理由なくその任にあたらないとき。
- 3 前1、2項により解任された者で復権を希望する者に対しては、申請に基づきS級公認審判員は本連盟競技運営委員会審判部が審査し、本連盟がこれを委嘱する。またA級、B級及びC級公認審判員については加盟団体で審査し、本連盟がこれを委嘱する。

審判員の証明

第6条 公認審判員は、本連盟が定める公認審判員手帳を所持し、公認審判員証（カード）およびバッジを着用して競技会の審判にあたるものとする。

競技会の構成

第7条 本連盟および加盟団体の主催、共催あるいは主管する競技会の審判は、補助員を除きすべて公認審判員をもって構成する。ただし、審判活動を行う際には、C級審判員のみで競技役員チームを編成してはならない。B級以上の審判員の監督もと、主任の責任において審判活動を行う。また、計測および判定については、B級以上の審判員が必ず1名以上ついて指導を行なながら業務を担う。

公認審判員の処分

第8条 公認審判員として登録会員規程第2条に抵触した者は、同規程第17条により、登録会員処分規程に定められた処分の対象となる。

付則

第9条 公認審判員推薦手続き、公認審判員の取り扱い等については別に定める。

(2021年1月25日改正)

1 公認審判員制度

競技会における役員は、運営面（主催、共催、後援等）を担当する大会役員と直接競技そのものに携わる競技役員とから構成されている。競技役員は、競技をスムーズに進行させるための総務系統を担当する役員と規則に則った審判を行い、その結果の記録および順位を正しく判定する競技系統の役員に分けられている。

通常、総務系統と競技系統を合わせて、それぞれの職務にあたるものと審判員と言うが、競技会前の準備に携わる役員と競技会当日の運営に携わる役員の両方を含めて広く解釈している。

競技が公平で信頼できるように、また競技者が快く競技することができるようになるためには、審判員の役割は重要である。そのためには信頼のおける審判員が不可欠であり、その資格が検討されなければならない。

日本陸上競技連盟では、1948年から公認審判員制度を設け、その制度のために定められた公認審判員規程の下で、資質の向上を目指して実践してきた。その規程は数回の改正を経て、現在に至っている。現在の規程は2018年3月に改正されたものである。

(1) 公認審判員規程の要点

- ① 公認審判員の任務に関すること。
- ② 資格に関すること。

公認審判員は加盟団体の登録会員でなければならぬ。

- ③ 公認審判員の級別に関すること

審判員を審判技術、審判態度、経験年数、年齢等の条件に応じて、S級・A級・B級に分類した。この級別によって審判員の努力目標が明示され、積極的な規則の研究、審判講習会や競技会の参加等によって審判員の養成や技術の向上、審判員組織の確立ができるようになった。

この級とは別に、競技規則や運営に関する知識の確かな審判員を選考しJT0 (Japan Technical Officials) として各種主催・共催・後援競技会に派遣し、審判長を補佐する制度を発足させた。

また、競歩競技における歩形判定技能や競技運営には、専門的な知識と経験が必要となることから、WA(前IAAF)基準を満たした競歩審判員をJRWJ (Japan Race Walking Judges) として認定し、本連盟主催・共催・後援競技会に派遣している。

- ④ 公認審判員の推せん、審査および委嘱に関すること。
- ⑤ 公認審判員の解任および復権に関すること。
- ⑥ 審判員手帳、公認審判員章（カード）およびバッジの制定に関すること。
- ⑦ 記録が公認される競技会における公認審判員の関わりに関すること。

競技会の権威と記録の信頼性を確保するために、公認競技会の競技役員は補助役員を除き、すべて公認審判員で構成しなければならない。

- ⑧ 登録審判員の処分に関すること。

以上8項目に付いて挙げたが、電子機器や情報技術の発達および開発によって、競技の運営や審判技術は一層科学性を求められるようになっている。

本連盟および加盟団体は、この要求に応じ得るようにあらゆる手段を講じて、優秀な審判員の確保と養成に努力することが大切である。

2 公認審判員資格取得の基準 3 公認審判員の推せんと承認

4 公認審判員の解任と復権

公認審判員規程第5条によって、つきの各号の1に該当するときは、自動的にその任を解かれる。

- (1) 登録会員でなくなったときは、解任される。ただし、特別の事情によって、一時的に登録会員でなくなっても、その特別な事情が解消し、再び登録会員となったときには、以前の資格を回復する。
- (2) 競技会の審判員を委嘱されたにもかかわらず、1年以上特別な理由もなく、その任にあたらないとき。
- (3) 前1、2項により解任された者で復権を希望する者に対しては、申請に基づきS級公認審判員は本連盟競技運営委員会審判部によって審査し、本連盟がこれを委嘱する。またA級およびB級公認審判員については、加盟団体で審査し、本連盟がこれを委嘱する。

5 公認審判員の心得

公認審判員は、競技者のよき指導者として高い識見を有し、常に競技規則を研鑽するとともに正しい審判技術を身につけ、公正で適切な審判ができ、競技会の円滑な運営を図るために協力する心掛けが必要である。また公認審判員の資質の向上を図る心得として、つぎのこと留意する。

- (1) 審判員として委嘱を受けたときは、可能な限り出席し、数多くの競技実例を体得し、審判技術を磨くことに務める。
- (2) 直接、審判員として任務する以外に、競技会を見学または視察などして競技会の運営や審判方法を身につけるように努める。その際は、審判手帳を提示し、証明を受けるようにする。
- (3) 毎年少なくとも1回の審判講習会に出席し、規則の理解と研究ならびに技術の向上に努める。
- (4) 自己の専門領域外の審判技術に対しても精通することが大切であるので、各種の審判員を経験し、オールラウンドな審判技術を習得するように努める。
- (5) 審判員はコンプライアンスを遵守し判定や運営にあたる。

6 公認審判員の服装と態度

(1) 服装について

審判員の服装は、スポーツの特性に応じて、それに相応しい服装が定められている。まず競技者と審判員の区別ができる服装でなければならない。また審判員によっては、その任務がはつきり識別できる服装も考えなければならない。本連盟では、審判員の服装について、概ねつぎのようなものを標準としている。

① 平常の競技会における服装

男性は白ワイシャツ、紺または黒のブレザーコート、グレーのズボン、女性は白ブラウス、グレーのスカートまたはスラックスおよび加盟団体制定のネクタイ、スカーフ、帽子等の着用を標準とする。ブレザーは必ずボタンを止めるように心がける。

② 夏季における服装

男性は半袖白ポロシャツ、グレーのズボン、女性は半袖ブラウス、グレーのスカートまたはスラックス、加盟団体制定の帽子を着用する。尚、審判長、スター・リコーラーおよび各主任等は、よく目立つ色の帽子や服装を着用するようにしている。

③ その他の着用物

公認審判員章（カード）、バッジ、IDカード（必要なとき）を着用する。

(2) 態度について

① 競技場内での歩行

競技場内での出入りは、堅苦しくなく、自然体で歩くようとする。特に配置につくとき、また待機位置に戻るときの行動は、できるだけ団体行動をとり、歩調を合わせるようにすることが望ましい。

② 競技者に接するとき

審判にあたるときの姿勢は、競技者が快く競技に参加できるように接し、不快の念を抱かせるような態度は慎むべきである。

③ 審判にあたっているとき

規則に則り、適切に公正な態度で審判にあたり、私語または他人に無駄な話しかけをしないように心がける。また椅子に座っているときに、足組みまたは腕組みをして審判をするような行為や、首を傾げる様な動作は慎む。

7 その他の留意事項

●公益財団法人日本陸上競技連盟 登録会員規程

第1章 総則

- 第2条 登録会員は、法令並びにワールドアスレティックスまたは本連盟が定める規程（競技規則を含み、「規則」「規程」「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）を遵守するほか、下記各号に定める行為をしてはならない。
- (1) 競技会の運営に関し、不正な利益を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、または、これを供与し若しくはその申込み若しくは約束をすること。
 - (2) 競技会において、不公正な方法により、他の選手の競技を妨害すること。
 - (3) 競技会において、不当な目的により、全力を尽くさずに競技をすること。
 - (4) 競技会への参加に際して、虚偽の申出をすること。
 - (5) 競技会において、不公正な運営を行うこと。
 - (6) 競技会の運営に際し、社会通念上不相当な支出をすること。
 - (7) 他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること。

- (8) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントその他の相当な範囲を逸脱して他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為。
 - (9) 社会通念上不相当な差別的言動。
 - (10) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上不相当な関係をもつこと。
 - (11) 本連盟が登録会員に支給する強化費その他の経済的利益の請求または使用に際し、本連盟が定めた手続に違背し、虚偽の申述を行い、本連盟が定める使途以外の使途に使用し、その他不適正な請求若しくは使用をすること。
 - (12) 前各号に定めるほか、陸上競技または本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為
- 2 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所（主な居住地としている場所をいう）等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができます。

（登録会員の肖像使用）

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規程に従うものとする。

第5章 登録会員に対する処分

第17条 登録会員の処分については、登録会員処分規程の定めるところによる。

●公益財団法人日本陸上競技連盟 登録会員処分規程

（処分事由）

第2条 本連盟は、登録会員が下記各号に定める事由に該当する場合、当該登録会員について、本規程に定める処分を行うことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行った場合。
- (2) 犯罪に該当する行為を行った場合。但し、刑事事件として立件されるか否かにかかわらない。
- (3) 民法の不法行為に該当する行為（故意によるものに限る）を行った場合。但し、損害が発生したか否かにかかわらない。
- (4) 国際陸上競技連盟または本連盟が定める規程（競技規則を含み「規則」「規程」「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）に違反した場合。

（処分の種類）

第3条 登録会員に対する処分の種類は、下記各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 登録資格の全部または一部の有期停止
- (3) 登録資格の全部の無期停止
- (4) 除名

（戒告）

第4条 戒告は、反省を求め、戒めることをいう。

●公益財団法人日本陸上競技連盟倫理委員会規程

●公益財団法人日本陸上競技連盟不服申立委員会規程

公認審判員審査等について

1 S級昇格審査（日本陸連）

- (1) 昇格候補者審査は、2021年1月16日（土）に実施。
- (2) 申請308名中、303名を昇格候補者とした。（昨年度293名）
広島県：申請13名、全員昇格（最終ページに記載）
- (3) 競技会の出席回数は、直近過去6年間で30回以上を基準とした。各都道府県から申請のあった競技会で、陸連カレンダー記載のものを基本にした（各年度4月1日～3月31日の競技会出席回数）
- (4) 審判講習会出席回数は、直近過去6年間で3回以上を基準とした。同一年度に何回出席している場合でも1回とカウントした。実技講習会の類は、この講習会の回数には含めない。
- (5) 同一日に複数の競技会に出席していても1回とカウントした。
(競技会は1日単位でのカウント)
- (6) 競技会参加回数は、競技役員として参加したものについてのみカウント。
大会役員（会長、副会長等）としての参加は、競技会参加回数に含まれません。
- (7) S級昇格者には委嘱状及びS級バッジを贈呈する。

2 昇格審査に関するお願い

- (1) 審判手帳、申請書類などの日付記載は、西暦で統一をお願いいたします。
- (2) 旧黒表紙手帳を使用している審判員は、新手帳（紺表紙のもの）に切り替えて下さい。
- (3) 手帳を切り替えた際には改めて新手帳に写真の貼付及び加盟団体の割刻印、氏名、住所、生年月日昇格年月日の記載・承認印をお願いします。写真は、旧手帳のものを使い回さずに、新たに撮り直したものを使用してください。
- (4) 新規手帳の清書（転記）は行わないでください。それまで使用した手帳をそのままご提出ください。
- (5) 講習会については、審判講習会のページに記載してください。
- (6) 講習会および競技会への参加回数が少ないとことに対して、やむを得ない事情がある場合（震災の影響、離島に居住など）は、その内容をより具体的に明記してください。
仕事が忙しいなどの理由はやむを得ない事情にはなりません。

3 公認審判員の服装（広島陸上競技協会）

（2021年度陸協等主催主要大会での服装について）

- ・第55回織田幹雄記念国際陸上競技大会 → 第53回までと同様の陸協既定の服装
- ・2021年度国体強化記録会 → 2019年度までと同様の陸協規定の服装
- ・第75回広島県陸上競技選手権大会 等 → 2019度までと同様の陸協規定の服装

※MIZUNO製 帽子・ネクタイ

- ・第27回天皇杯全国都道府県対抗男子駅伝大会 → 第24回から使用

※DESCENTE製帽子・ネクタイ・ジャンパー

4 C級公認審判員（満16歳以上）の導入

（1）基本的事項

- ①日本陸連でC級審判員を公認審判員規定に追加し、導入を進めていく。
- ②B級審判員の下に位置付けされるが、補助員とは一線を画するものとする。B級昇格を見据え、現場活動を通して基礎的な審判技術を学ぶ。
- ③各加盟団体は、C級資格取得者の数を日本陸連へ報告する。

（2）資格取得について

- ①日本陸連に登録しているもので、その年度内に16歳に達する者はC級審判員資格を取得することができる。
(高体連登録以外の者については各都道府県陸協から登録する)
- ②加盟団体は、各都道府県高体連の協力のもと、講習会や実技研修受講状況等によりC級資格を付与する。
その時期は加盟団体に一任する。

（3）講習会・テキスト等

- ①講習会等については、各都道府県高体連と各加盟団体が協力して実施する。その開催時期については一任する。
- ②講習会で使用するテキストは、ガイドライン的な意味合いもあり、初年度は日本陸連で作成する。
その後は、各加盟団体においてルール修改正に合わせて更新していく。
- ③実技研修受講については加盟団体へ一任とする。

(4) 委嘱・審判業務内容

- ①各加盟団体が高体連と連携し委嘱を行う。
- ②審判活動を行う際には、C級審判員のみで競技役員チームを編成してはならない。B級以上の審判員の監督のもと、主任の責任において審判活動を行う。
- ③計測および判定については、当該審判長・審判員主任が班を作成するに当たり、B級以上の審判員が必ず1名以上ついて指導を行なながら、業務を担う環境を作ること。
- ④日当交通費や食事等の待遇は各加盟団体に一任する。

(5) 識別と服装

- ①審判活動中の服装については各加盟団体に一任する。
- ②現行の審判員章と同デザインで色違い（黄緑色）のものを購入し、着用する。

(6) 審判員手帳

- ①既存の審判員手帳を利用し、B級以上の審判員と同様の活動記録を記載する。
- ②C級の種別欄については、在庫分は余白で対応し、新規発注分より記載部分を変更する。

(7) B級への昇格について

- ①その年度内で18歳に達する者は、B級へ昇格できる資格を有する。
- ②受講する講習会の内容は、新規B級取得者と同等とすることを基本とする。
- ③C級時の審判活動を考慮し、実技研修は免除することも可能とする。
- ④B級昇格基準は、C級審判員としての活動を考慮することで、各加盟団体へ一任する。

(8) その他

- ①審判員として活動中の事故は、主催者側が競技者及び審判員に掛けている保険等で対応し、そのことをしつかり事前に伝達する。

競技規則構成（案）

WA (2020Edition)		JAAF (2021年度)【案】	
Table of Rules References		JAAF (2020年度)	
Definitions		国際競技会定義 条文番号対比表	
Competition Rules		Competition Rules (競技会規則)	
Part I	General	第 1 部 総則	第 1 章 國際競技会及び日本競技会と出場資格
Part II	Competition Officials	第 2 部 競技会役員	日本陸上競技連盟競技規則
Part III	World Records	第 3 部 世界記録と日本記録	World Athletics 競技規則条文番号対比表
Technical Rules		Technical Rules (競技規則)	
Part I	General	第 1 部 総則	第 1 部 競技会役員
Part II	Track Events	第 2 部 トライック競技	第 2 部 競技会一般規則
Part III	Field Events	第 3 部 フィールド競技	第 3 部 トライック競技
A	Vertical Jump	A 高さの跳躍	第 4 部 フィールド競技
B	Horizontal Jump	B 長さの跳躍	A 高さの跳躍
C	Throwing Events	C 投てき競技	B 長さの跳躍
Part IV	Combined Events competitions	第 4 部 混成競技	C 投てき競技
Part V	Indoor Competitions	第 5 部 室内競技	第 5 部 混成競技
Part VI	Race Walking Events	第 6 部 競歩競技	第 6 部 室内競技
Part VII	Road Races	第 7 部 道路競走	第 7 部 競歩競技
Part VIII	Cross Country, Mountain and Trail Races	第 8 部 クロスカントリーとマウンテンラン、トレイルラン	第 8 部 クロスカントリーとマウンテンラン、トレイルラン
		日本陸上競技連盟駅伝競走規準	
		公認審判員規程	
		公認競技会規程	
		公認競技会における取扱いについて	
		公認記録規程	

条文番号 対比表 (案)

【Competition Rules : 競技会規則】

新条文番号	従前条文番号	条文名
Rule 1 of the Competition Rules or CR1	Rule 2 第 2 条	Authorisation to Stage Competitions 競技会の開催認可
Rule 2 of the Competition Rules or CR2	Rule 3 第 3 条	Regulations Governing the Conduct of International Competitions 国際競技会を実施するための統括規則
Rule 3 of the Competition Rules or CR3	Rule 110 第 110 条	International Officials 国際競技会役員
Rule 4 of the Competition Rules or CR4	Rule 111 第 111 条	Organisational Delegates 組織代表
Rule 5 of the Competition Rules or CR5	Rule 112 第 112 条	Technical Delegates 技術代表
Rule 6 of the Competition Rules or CR6	Rule 113 第 113 条	Medical Delegates 医事代表
Rule 7 of the Competition Rules or CR7	Rule 114 第 114 条	Anti-Doping Delegates アンチ・ドーピング代表
Rule 8 of the Competition Rules or CR8	Rule 115 第 115 条	International Technical Officials (ITOs) ITOs (国際技術委員) と JTOs (日本陸連技術委員)
Rule 9 of the Competition Rules or CR9	Rule 116 第 116 条	International Race Walking Judges (IRWJs) IRWJs (国際競歩審判員) と JRWJs (日本陸連競歩審判員)
Rule 10 of the Competition Rules or CR10	Rule 117 第 117 条	International Road Course Measurers 国際道路コース計測員
Rule 11 of the Competition Rules or CR11	Rule 118 第 118 条	International Starters and International Photo Finish Judges 国際スタートーと国際写真審判員
Rule 12 of the Competition Rules or CR12	Rule 119 第 119 条	Jury of Appeal ジュリー
Rule 13 of the Competition Rules or CR13	Rule 120 第 120 条	Officials of the Competition 競技会役員〔国内競技会〕
Rule 14 of the Competition Rules or CR14	Rule 121 第 121 条	Competition Director 競技会ディレクター
Rule 15 of the Competition Rules or CR15	Rule 122 第 122 条	Meeting Manager 総務
Rule 16 of the Competition Rules or CR16	Rule 123 第 123 条	Technical Manager 技術総務
Rule 17 of the Competition Rules or CR17	Rule 124 第 124 条	Event Presentation Manager イベント・プレゼンテーション・マネージャー
Rule 18 of the Competition Rules or CR18	Rule 125 第 125 条	Referees 審判長
Rule 19 of the Competition Rules or CR19	Rule 126 第 126 条	Judges 審判員
Rule 20 of the Competition Rules or CR20	Rule 127 第 127 条	Umpires (Running and Race Walking Events) 監察員 (競走、競歩種目)
Rule 21 of the Competition Rules or CR21	Rule 128 第 128 条	Timekeepers, Photo Finish Judges and Transponder Timing Judges 計時員、写真判定員とトランスポンダー係

Rule 22 of the Competition Rules or CR22	Rule 129 第 129 条	Start Coordinator, Starter, Recallers スタートコーディネーターとスターター およびリコーラー
Rule 23 of the Competition Rules or CR23	Rule 130 第 130 条	Starter's Assistants 出発係
Rule 24 of the Competition Rules or CR24	Rule 131 第 131 条	Lap Scorers 周回記録員
Rule 25 of the Competition Rules or CR25	Rule 132 第 132 条	Competition Secretary, Technical Information Centre (TIC) 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (TIC)
Rule 26 of the Competition Rules or CR26	Rule 133 第 133 条	Marshal マーシャル
Rule 27 of the Competition Rules or CR27	Rule 134 第 134 条	Wind Gauge Operator 風力計測員
Rule 28 of the Competition Rules or CR28	Rule 135 第 135 条	Measurement Judge (Scientific) 計測員 (科学)
Rule 29 of the Competition Rules or CR29	Rule 136 第 136 条	Call Room Judges 競技者係
Rule 30 of the Competition Rules or CR30	Rule 137 第 137 条	Advertising Commissioner 広告コミッショナー
Rule 31 of the Competition Rules or CR31	Rule 260 第 260 条	World Records 世界記録
Rule 32 of the Competition Rules or CR32	Rule 261 第 261 条	Events for which World Records are Recognised 世界記録が公認される種目
Rule 33 of the Competition Rules or CR33	Rule 262 第 262 条	Events for which World U20 Records are Recognised U20 世界記録が公認される種目
Rule 34 of the Competition Rules or CR34	Rule 263 第 263 条	Events for which World Indoor Records are Recognised 室内世界記録として公認される種目
Rule 35 of the Competition Rules or CR35	Rule 264 第 264 条	Events for which World U20 Indoor Records are Recognised U20 室内世界記録が公認される種目
Rule 36 of the Competition Rules or CR36	Rule 265 第 265 条	Other Records その他の記録
[国内] Rule 37 of the Competition Rules or CR37	第 266 条	日本記録と公認記録
[国内] Rule 38 of the Competition Rules or CR38	第 138 条	アナウンサー
[国内] Rule 39 of the Competition Rules or CR39	第 139 条	公式計測員

【Technical Rules : 競技規則】

新条文番号	従前条文番号	条文名
Rule 1 of the Technical Rules or TR1	Rule 100 第 100 条	General 総則
Rule 2 of the Technical Rules or TR2	Rule 140 第 140 条	The Athletics Facility 陸上競技場
Rule 3 of the Technical Rules or TR3	Rule 141 第 141 条	Age and Sex Categories 年齢と性別

Rule 4 of the Technical Rules or TR4	Rule 142 第 142 条	Entries 申し込み
Rule 5 of the Technical Rules or TR5	Rule 143 第 143 条	Clothing, Shoes, and Athlete Bibs 服装、競技用靴、アスリートビブス
Rule 6 of the Technical Rules or TR6	Rule 144 第 144 条	Assistance to Athletes 競技者に対する助力
Rule 7 of the Technical Rules or TR7	Rule 145 第 145 条	Effect of Disqualification 失格
Rule 8 of the Technical Rules or TR8	Rule 146 第 146 条	Protests and Appeals 抗議と上訴
Rule 9 of the Technical Rules or TR9	Rule 147 第 147 条	Mixed Competition 男女混合の競技
Rule 10 of the Technical Rules or TR10	Rule 148 第 148 条	Surveying and Measurements 測量と計測
Rule 11 of the Technical Rules or TR11	Rule 149 第 149 条	Validity of Performance 記録の有効性
Rule 12 of the Technical Rules or TR12	Rule 150 第 150 条	Video Recording ビデオ記録
Rule 13 of the Technical Rules or TR13	Rule 151 第 151 条	Scoring 得点
Rule 14 of the Technical Rules or TR14	Rule 160 第 160 条	Track Measurements トラックの計測
Rule 15 of the Technical Rules or TR15	Rule 161 第 161 条	Starting Blocks スタートティング・ブロック
Rule 16 of the Technical Rules or TR16	Rule 162 第 162 条	The Start スタート
Rule 17 of the Technical Rules or TR17	Rule 163 第 163 条	The Race レース
Rule 18 of the Technical Rules or TR18	Rule 164 第 164 条	The Finish フィニッシュ
Rule 19 of the Technical Rules or TR19	Rule 165 第 165 条	Timing and Photo Finish 計時と写真判定
Rule 20 of the Technical Rules or TR20	Rule 166 第 166 条	Seedings, Draws and Qualifications in Track Events トラック競技におけるラウンドの通過
Rule 21 of the Technical Rules or TR21	Rule 167 第 167 条	Ties 同成績
Rule 22 of the Technical Rules or TR22	Rule 168 第 168 条	Hurdle Races ハーダル競走
Rule 23 of the Technical Rules or TR23	Rule 169 第 169 条	Steeplechase Races 障害物競走
Rule 24 of the Technical Rules or TR24	Rule 170 第 170 条	Relay Races リレー競走
Rule 25 of the Technical Rules or TR25	Rule 180 第 180 条	General Conditions – Field Events 総則－フィールド競技
Rule 26 of the Technical Rules or TR26	Rule 181 第 181 条	General Conditions – Vertical Jumps 総則－垂直跳躍
Rule 27 of the Technical Rules or TR27	Rule 182 第 182 条	High Jump 走高跳
Rule 28 of the Technical Rules or TR28	Rule 183 第 183 条	Pole Vault 棒高跳

Rule 29 of the Technical Rules or TR29	Rule 184 第 184 条	General Conditions -Horizontal Jumps 総則－水平跳躍
Rule 30 of the Technical Rules or TR30	Rule 185 第 185 条	Long Jump 走幅跳
Rule 31 of the Technical Rules or TR31	Rule 186 第 186 条	Triple Jump 三段跳
Rule 32 of the Technical Rules or TR32	Rule 187 第 187 条	General Conditions -Throwing Events 総則－投てき種目
Rule 33 of the Technical Rules or TR33	Rule 188 第 188 条	Shot Put 砲丸投
Rule 34 of the Technical Rules or TR34	Rule 189 第 189 条	Discus Throw 円盤投
Rule 35 of the Technical Rules or TR35	Rule 190 第 190 条	Discus Cage 円盤投用囲い
Rule 36 of the Technical Rules or TR36	Rule 191 第 191 条	Hammer Throw ハンマー投
Rule 37 of the Technical Rules or TR37	Rule 192 第 192 条	Hammer Cage ハンマー投用囲い
Rule 38 of the Technical Rules or TR38	Rule 193 第 193 条	Javelin Throw やり投
Rule 39 of the Technical Rules or TR39	Rule 200 第 200 条	Combined Events Competitions 混成競技
Rule 40 of the Technical Rules or TR40	Rule 210 第 210 条	Applicability of Outdoor Rules to Indoor Competitions 屋外競技規則の室内競技への適用
Rule 41 of the Technical Rules or TR41	Rule 211 第 211 条	The Indoor Stadium 室内競技場
Rule 42 of the Technical Rules or TR42	Rule 212 第 212 条	The Straight Track 直走路（室内）
Rule 43 of the Technical Rules or TR43	Rule 213 第 213 条	The Oval Track and Lanes 周回トラックおよびレーン（室内）
Rule 44 of the Technical Rules or TR44	Rule 214 第 214 条	Start and Finish on the Oval Track 周回トラックのスタートおよびフィニッシュ (室内)
Rule 45 of the Technical Rules or TR45	Rule 215 第 215 条	Seedings, Draw for Lanes in Track Events トラック競技におけるレーンの抽選（室内）
Rule 46 of the Technical Rules or TR46	Rule 216 第 216 条	Clothing, Shoes and Athlete Bibs 服装、競技用靴、アスリートビブス（室内）
Rule 47 of the Technical Rules or TR47	Rule 217 第 217 条	Hurdle Races ハードル競走（室内）
Rule 48 of the Technical Rules or TR48	Rule 218 第 218 条	Relay Races リレー競走（室内）
Rule 49 of the Technical Rules or TR49	Rule 219 第 219 条	High Jump 走高跳（室内）
Rule 50 of the Technical Rules or TR50	Rule 220 第 220 条	Pole Vault 棒高跳（室内）
Rule 51 of the Technical Rules or TR51	Rule 221 第 221 条	Horizontal Jumps 長さの跳躍（室内）
Rule 52 of the Technical Rules or TR52	Rule 222 第 222 条	Shot Put 砲丸投（室内）

Rule 53 of the Technical Rules or TR53	Rule 223 第 223 条	Combined Events Competitions 混成競技（室内）
Rule 54 of the Technical Rules or TR54	Rule 230 第 230 条	Race Walking 競歩競技
Rule 55 of the Technical Rules or TR55	Rule 240 第 240 条	Road Races 道路競技
Rule 56 of the Technical Rules or TR56	Rule 250 第 250 条	Cross Country Races クロスカントリー競技
Rule 57 of the Technical Rules or TR57	Rule 251 第 251 条	Mountain and Trail Races マウンテンレースとトレイルレース

2021年度 日本陸上競技連盟競技規則改正（案）

(太字：修改正、追加、挿入 修改正前：削除 修正前&修改正：移動)

【CR：競技会規則】

新番号	従前番号	修改正前	修改正
定義	§1	規則が適用される国際競技会	国際競技会定義【「定義」として別括り掲載】
CR8	§ 115	ITO s (国際技術委員)	ITO s (国際技術委員) と JTOS (日本陸連技術委員)
CR13	§120	競技会役員	競技会役員 〔国際〕 競技会の主催者および加盟団体は、競技会が開催される加盟団体の規則に従い、すべての競技役員を任命する。国際競技会定義 1.1、1.2、1.3 及び 1.6 の競技会の場合は、WA が定める規則および競技会が開催される加盟団体が定める規則および手順に従い、すべての役員を任命する。 WA 規則に記載している競技役員リストは、主要国際競技会に必要と考えられる役員構成であり、主催者は地域の状況に応じてこれを変更してもよい。
CR16.1	§123	技術総務	技術総務 〔国内〕 4. 道路競技においては、コースの整備状況や設備、用器具の配置等が競技規則や競技会の技術的・組織的計画に従っていることを確認する。
CR18.5 グリーン	§125-5 グリーン	審判長	審判長 (7) リレー競技では、当該競技会のどのラウンドであっても、一人または複数のチームメンバーが受けたカードは、チームに対して示されたものとしてカウントする。このため、もし、リレーに出場している一人の選手がリレー競技の予選、決勝等のラウンドで2枚目のイエローカードを示されたのなら、当該リレー・チームはレッドカードを示されたことになり、失格となる。リレー競技で示されたカードは、リレー・チームに対してのみ効力があり、個別競技者単位としては無関係でこれをカウントしない。
CR23.2	§130-2	出発係 〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインに並べる。	出発係 〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインの後方約1mのところに並べる。
CR25.4	§132-4	記録・情報処理員・TIC (略号表記：文章形式での表記)	記録・情報処理員・TIC (略号表記：一覧表形式での表記)
CR25.4 グリーン	§132-4 グリーン	記録・情報処理員・TIC …達成される。	記録・情報処理員・TIC …達成される。 'r' は競技者が怪我によって競技継続ができない場合、あるいは競技者がそれ以上競技を行わないと決めた場合に使用することを想定している。競技者が、それ以上競技を行う必要がないというケースは走高跳や棒高跳でよくあるが、他の選手による競技が続いている際には、TR25.17 に規定されている試技時間に影響があることに留意する必要がある。競技をやめる者が出ることにより、競技を続行している競技者の人数が3人、2人または1人と減り、適用する試技時間が変化する可能性があるためである。

			<p>試技放棄（離脱）は混成競技にも関連があり、その後に行なわれるトラック競技の組数にも影響を与える可能性がある。</p> <p>他のフィールド競技では、代替方法として、残り全ての試技の機会を「パス扱い（-）」とすることもできるが、競技者は後から気が変わることもあるので、<u>「」</u>を記載することにより当該競技者がその後の試技を行わないという意思表示をしたことを明確にするものである。</p> <p>CR6 の WA 解釈も参照のこと。</p>
CR28	§135	<p>計測員（科学）</p> <p>〔注意〕</p> <p>競技中に計測機器が正常に作動しているかを確認する必要が出てくる場合に備え、競技場所には検査済鋼鉄製巻尺を用意しておく。</p> <p>〔国内〕</p> <p>計測装置の動作確認には、JIS 規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。</p>	<p>計測員（科学）</p> <p>〔注意〕</p> <p>計測機器の一連のチェックは当該機器を使用する次の競技が行われるまでの間に行う。競技中に正常に作動しないといった正当な理由がある場合には、競技中に計測機器のチェックを行うが、その際には通常は検査済鋼鉄製巻尺を使用せずにチェックを行う。</p> <p>〔注釈〕</p> <p>距離を測るチェックポイントにゴルフのティ一等でマークしておき、速やかにチェックできるようにしておくとよい。</p> <p>〔国内〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計測装置の動作確認には、JIS 規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。 2. 競技中に計測機器が正常に作動しているかを確認する必要が出てくる場合に備え、競技場所には検査済鋼鉄製巻尺を用意しておく。
CR31.3.5	§ 260-3 (e)	<p>競技種目終了後、本規則および The Anti-Doping Regulations に基づいて実施されるドーピング検査に検体を提出すること。提出された検体は WADA 認定分析機関に送られ、分析される。Athletics Integrity Unit に送り返された分析結果は、記録公認手続きのために競技規則として提出を求めるその他の情報に加えられる。検査の結果、ドーピング規程に違反していたことが判明した場合、またはドーピング検査が実施されなかつた場合、記録は公認しない。</p>	<p>競技者が世界新記録または世界タイ記録を樹立したら、競技終了後直ちにドーピング検査を受けなければならない。Anti-Doping Regulations (ドーピング防止規則・Appendix 5-1.4.4a) で認められている事由以外での遅延は認められない。世界記録の承認のためのドーピング検査は、アンチドーピング規則に従って厳密に実施され、検体は収集後速やかに WADA 認定分析機関に送られ、分析されなければならない。400m 以上種目では、世界記録を承認するために収集された検体は、赤血球生成刺激剤 (ESA) について分析されなければならない。ドーピング検査に関連する文書（ドーピング管理フォームおよび対応する検査結果）は、入手次第、直ちに WA に送付するものとし、理想とすれば、記録申請の際に記載しなければならない世界記録申請書類一式と共に、競技開催日を含め 30 日以内に WA 事務局に発送されなければならない (CR31.6 参照)。ドーピング検査に関する書類は Athletics Integrity Unit において審査され、以下の場合には記録は公認しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. ドーピング検査が実施されていない場合 b. ドーピング検査が競技規則またはアンチドーピング規則に従って実施されていない場合 c. ドーピング検査の検体が分析に適していない場合、または 400m 以上の競走競技で ESA の分析されていない場合 d. ドーピング検査によりアンチドーピング規則に違反していることが判明した場合
CR31.6	§ 260-6	WA への公式申請書は 30 日以内に記入し、WA 事務局に送付されなければならない。	WA への公式申請書は 30 日以内に記入し、WA 事務局に送付されなければならない。外国人選



			手または外国チームに関する申請書であれば、当該申請書のコピー当該外国人選手または外国チームの所属する加盟団体に対して、同じ期限内に送付されなければならない。
CR31.14.4 グリーン	§ 260-14 (d)		TR17.3 に違反したり、混成競技の個々の種目において TR39.8.3 で認められている不正スタート（1回目の不正スタートの後の2回目以降のスタート）での記録は、世界記録としては公認されない。 (グリーン) TR31.14.4 のみを適用する場合は、TR17.4 に基づく例外は適用されないということを明確化する。
CR37	§266	日本記録と公認記録 国内記録のみが対象につき、[国内] 第 266 条	日本記録と公認記録 国内記録のみが対象につき、[国内] CR37
CR38	§138	アナウンサー 国内のみの審判種別につき、[国内] 第 138 条	アナウンサー 国内のみの審判種別につき、[国内] CR38
CR39	§139	公式計測員 国内のみの審判種別につき、[国内] 第 139 条	公式計測員 国内のみの審判種別につき、[国内] CR39

【TR : 競技規則】

新番号	従前番号	修正前	修正後
TR4.3	§142-3	同時申込 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に参加する時には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳で各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の特定の試技に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。	同時申込 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に出場している場合には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳では各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の試技を行うべき順序の際に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。
TR4.3 グリーン	§142-3 グリーン	同時申込 …代替試技が与えられた場合には、通常では試技順の変更は行われない]。	同時申込 代替試技が与えられた場合には、通常では試技順の変更は行われない]。 TR4.3 と 26.2 において、高さを競う跳躍ではある高さを 1 回目または 2 回目の試技でクリアした場合には、同じ高さの 2 回目または 3 回目を跳躍することはできないとしているが、子供や学校の大会のように競技者のレベルが低くない場合には、同じ高さの 2 回目または 3 回目の試技を選択できるように規則を変更してもよい。
TR5.2	§143-2	競技用靴 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかりと踏みつけるためである。靴は、競技者に不公平となる助力や利益を与えるものであってはならない。 靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。 この要件を満たすため、2020年4月30日以降、靴はいかなるものであっても、当該競技会の少なくとも4か月前には店舗またはオンラインショッピング等にて市販され、どの競技者でも購入が可能になっていなければ競技会では使用できない。この要件を満たさない靴はすべて試作品とみなされ、競技会では使用できない。	競技用靴 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時、靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかりと踏みつけるためである。靴は、競技者に不公平となる助力や利益を与えるものであってはならない。靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。この要件を満たすため、2020年1月31日以降に新たに販売された靴には移行に関する規則（[注意] ii)も適用される。2021年8月9日以降に販売された靴はいかなるものであっても、[注意] ii (a)で示されている the Athletic Shoe Availability Scheme で入手可能でなければ、競技会では使用できない。 Development Shoe (開発段階の試作シューズ・後記(参照) または同様の靴の使用について



より分かりやすい表記

TR5.2.1	(a)	<p>本項に定められた基準を満たす靴を医療上の理由や芸術的な観点から、個々の競技者に合わせて改良することは認められる。個々の競技者の足や要望に合わせて作られた靴は認められない。</p>	<p>は、移行に関する規則（[注意] ii）の要件を満たすこと。</p> <p>TR5に定められた基準を満たす靴を、個々の競技者の足の特徴に合わせて改良することは認められる。しかしながら、個々の競技者の足や要望に合わせた、唯一無二のものとしてオーダーメイドされた靴（既製品とは異なり、他に存在しないもの）は認められない。</p>
TR5.2.2	(b)	<p>WAはある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考える理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または技術の使用を禁止することができる。</p> <p>[注意] 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことのない靴を履くことを検討する場合、国際競技会の少なくとも4か月前に、競技者（またはその代理人）はWAに対して、当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WAはさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WAは合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WAが靴を受け取ってから30日以内）。</p>	<p>WAはある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考える理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせことができ、調査結果が判明するまではそのような靴または当該靴に用いられている技術の使用を禁止することができる。</p> <p>[注意]</p> <p>i 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことのない靴を履くことを企図する場合、国際競技会の少なくとも4か月前に、競技者（またはその代理人）は、WAに対して当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販の状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WAはさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WAは合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WAが靴を受け取ってから30日以内とする）。</p> <p>ii 2020年1月31日から2021年8月8日までを移行期間とする。この[注意] iiは、2020年7月15日、WAカウンシルが「競技用靴に関するワーキンググループ（a Working Group on Athletic Shoes）」を設置し、靴製造メーカーと協力して検討し、2020年末までにTR5を靴に適用することを承認したことから設けられた。</p> <p>次の注記(a)～(f)は、2021年8月8日までのすべての靴（特に明記されていない限り、ロード競技、クロスカントリー競技、トラック競技、フィールド競技で着用する靴とする）に対してこのTR5を実際に適用するにあたり、すべての利害関係者のガイドラインとする。靴について規定しているTR5は、国際大会および加盟団体が認可した、当該規則や規定を適用することを決めた大会に適用する。</p> <p>(a) 2020年1月31日以降に販売され、2020年7月28日の時点でTR5.13の要件を満たすことがWAによって既に確認されている新しい靴は、すぐに使用することができる（「承認済靴」）。</p> <p>2020年7月28日以降、WAが書面で特別に定めない限り、後記(n)から(r)にあるように、新しいロードシューズはthe Athletic Shoe Availability Schemeを通じて入手可能になつていなければならない。開発段階の試作シューズまたは同様の靴の使用については、後</p>

		<p>記(i)～(t)に記載している。</p> <p>(b) 2020年7月28日以降、エリート競技者が新しい靴の着用を企図した場合、その競技者（またはその代理人）は、当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、開発段階の試作シューズまたは同様の靴として使用することを意図しているかどうかの情報をWAに提出しなければならない。</p> <p>この情報を確認した後、WAは、さらに調査するために新しい靴のサンプルを靴製造メーカーから提出するよう求めることができる。靴の更なる調査が必要となった場合、WAは、合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WAが新しい靴を受け取ってから30日以内とする）。</p> <p>靴は使用する前に、TR5.13の要件を満たしていることをWAによって承認されなければならない。</p> <p>(c) 2020年7月28日以降、エリート競技者が指定国際競技会で新しいロードシューズの着用を企図した場合、後記(i)～(x)に記載された開発段階の試作シューズまたは同様の靴を除き、上記(b)に従って当該靴の使用が承認されていれば、その競技者（またはその代理人）は、靴製造メーカーによって新しい靴がthe Athletic Shoe Availability Schemeで利用できるようになっていることが確認できる情報を、WAに提出しなければならない。</p> <p>(d) 上記(b)および(c)を適用することを条件として、2020年7月28日以降に発売された新しい靴は着用できるが、ロードシューズの場合はthe Athletic Shoe Availability Schemeの適用対象となる。また、開発段階の試作シューズまたは他の同様のタイプの靴については、後記(f)～(t)が適用される。</p> <p>(e) TR5.2の冒頭の段落、TR5.2.1、5.3、5.4、5.6および5.13は、この注記で説明されている移行期間のみ適用される。</p> <p>(f) 「開発段階の試作シューズ」とは、購入可能になる前段階の安全性や性能などに問題がある靴を意味する。購入できるようになる前にスポーツ用品メーカーが市場に投入するために開発中で、靴のテストを行うことに同意している当該メーカーが後援している競技者とテストを行っている靴である。</p> <p>(g) 開発段階の試作シューズは、ワールド・アスレティック・シリーズおよびオリンピックで着用することは認められない。</p> <p>(h) 開発段階の試作シューズは、購入可能である必要はなく、the Athletic Shoe Availability Schemeで利用できる必要はない。但し、初めて着用される前に以下の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 競技者（またはその代理人）は、上記(b)に従って靴の仕様書をWAに提出し、WAから要求された場合は、必要に応じて靴を切断することを含む、さらなる検査のために開発段階の試作シューズのサンプルを提出しなければならない。 スポーツ用品メーカーが開発段階の試作シューズの最終バージョンを購入可能となる
--	--	--

予定の最終期日を確定している。ロードシューズについては、the Athletic Shoe Availability Scheme の要件を満たさなければならない。

iii. 上記(h) ii. で言及している期日は、開発段階の試作シューズを初めて着用してから 12か月以内でなければならない。開発段階の試作シューズは、この期間内でしか着用できない。

iv. 競技者（またはその代理人）は、12か月以内に開発段階の試作シューズを着用することを企図している最初およびその後のすべて競技会の日付及び競技会名を含むリストを WA に提出する。競技者（またはその代理人）は、当該リストに変更があった場合は WA に通知しなければならない。

v. 競技者（またはその代理人）は、開発段階の試作シューズが TR5 の要件を満たし競技で使用することを、事前に書面によって WA から承認を受けていなければならぬ。

(h) すべての規則や規程 (TR5 およびこれらの注記を含む) を順守していることを条件として、開発段階の試作シューズを履いた競技者によって達成された記録は有効とする。当該靴を使用した競技終了後、WA から要求された場合は必要に応じて靴を切断することを含む、さらなる検査のために開発段階の試作シューズのサンプルを提出しなければならない。

(i) WA は、開発段階の試作シューズの着用可能開始日と承認の有効期限を記載した、承認済み開発段階の試作シューズのリストを Web サイトで随時公開する。スポーツ用品メーカーに属する技術情報や専有情報は公開されない。

(k) 上記 (h) iii. で指定された有効期限が過ぎるか期限までに開発段階の試作シューズの使用を終了した場合、当該靴は開発段階の試作シューズとしての資格を失い、着用することはできない。当該靴は有効期限後に承認済みリストから削除されるか、使用中止日以降は着用できなくなるが、すべての規則や規程 (TR5 およびこれらの注記を含む) を順守していることを条件として、開発段階の試作シューズを着用した競技者によって達成された記録は引き続き有効とする。

(l) スポーツ用品メーカーが

i. 開発段階の試作シューズの開発を継続せず、その後購入可能になることもなく、the Athletic Shoe Availability Scheme の要件を満たさない場合には、WA は当該靴の開発中止に関する詳細情報をスポーツ用品メーカーに要求する権利を留保する。

ii. 開発段階の試作シューズがパフォーマンステストや安全性テストに合格するなどして最終バージョンの作成に進むには、WA から開発段階の試作シューズが新しい靴として認められ、書面による承認を受ける必要がある。開発段階の試作シューズは、TR5 に定められた要件を満たし、新しい靴の場合は、上記(g)～(i)に記載されている the Athletic Shoe Availability Scheme に関する追加要件を満たす必要がある。

		<p>(m) WA は、競技者やスポーツ用品メーカーが開発段階の試作シューズに関する条文または精神に反して行動していることを確認した場合、以下を含み、これに限定されない措置を講じる権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. スポーツ用品メーカーに既に与えている開発段階の試作シューズの承認を取り消す。 ii. 承認済みリストから承認済みの他の開発段階の試作シューズを削除する。 iii. 以降の、スポーツ用品メーカーによる競技者が開発段階の試作シューズの着用するとの承認申請を合理的な期間保留する。 <p>(n) The Athletic Shoe Availability Scheme は、指定国際競技会に参加する競技者が競技用靴を確実に購入できるようにすることを目的とする。現在のスキーム（枠組み）で取り扱う靴は、ロードシューズに特化している。できるだけ多くの競技者が靴を受け取る機会を得るために、特定のワールド・アスレティックス・シリーズまたはオリンピックにソリダリティ枠や招待枠で出場する競技者に対して靴を提供する、別の <i>solidarity scheme</i> を確立する予定である。</p> <p>(o) The Athletic Shoe Availability Scheme は以下のように定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「購入可能」とは、スポーツ用品メーカーが独自に決めた、スポーツ用品メーカーの販売チャネルを通じて競技者が靴を購入できること。販売チャネルには、小売（実店舗）、ブランドの Web サイトまたはアプリ、および e マーケットが含まれる。 ・「オーダーメイドの靴」とは、1 人特定の競技者のために特別にオーダーメイドされた靴（即ち、その種類の靴のみ）であり、他の者は購入が不可能な靴のこと。 ・「カスタマイズされた靴」とは、購入可能な既存の小売されている靴または新しい靴で、TR5.2.1 に従って特定の競技者の足の特性に合うようにカスタマイズされた靴のこと。カスタマイズによって TR5 で定める技術的要件の範囲外になることはない。 ・「指定国際競技会」とは、世界陸上競技選手権、世界陸上ハーフマラソン選手権（世界陸上ロードランニング世界選手権）、オリンピック、世界陸上プラチナラベルロードレースのこと。 ・「既存の小売靴」とは、TR5 の要件を満たしている、または満たしていると見なされ、購入可能である、または購入可能であった靴のこと。 ・「新しい靴」とは、TR5 の要件を満たし、指定国際競技会でスポーツ用品メーカーが支援または後援する競技者が初めて着用する靴であり、開発段階の試作シューズではない靴のこと。（上記(i)）。 <p>(p) 競技者が指定国際競技会で新しい靴（ロードシューズのみ）の着用を企図する場合、新しい靴（ロードシューズ）は、着用を企図している指定国際競技会が開催される初日の 1 か月前までに購入可能となってなければならない。購入可能であるとは、新しい靴（ロードシューズ）の在庫（各種サイズを含む）や製造スケジュールも考慮される。新しい靴（ロードシューズ）</p>
--	--	--

			<p>ズ)が売り切れの場合、新しい靴(ロードシューズ)の購入を希望する競技者は、新しい靴の再入庫を待つか、購入可能な代替の新しい靴を購入することができる。</p> <p>(q) 上記(c)に従い競技者(またはその代理人)は、新しい靴(ロードシューズ)が購入できる場所と購入方法をWAに通知しなければならない。WAはこの情報を加盟団体と競技者に配布するか公開する。WAは競技者(またはその代理人)に対し、書面による要求に応じて、新しい靴(ロードシューズ)が購入可能であるとの根拠をスポーツ用品メーカーから提出するよう求めることができる。スポーツ用品メーカーがその求めに応じない場合、WAはスポーツ用品メーカーが新しい靴(ロードシューズ)が購入可能であることを示す要求した根拠を提出するまで、新しい靴(ロードシューズ)の承認を取消す。</p> <p>(r) カスタマイズされた靴はTR5.2.1に従って承認されたものであり、「ベースとなる小売されている靴のモデルが購入可能」という定義から、当該靴が購入可能である必要はない、the Availability Schemeの対象にする必要もない。上記(b)にあるように、靴をカスタマイズする計画がある場合、WAに対しカスタマイズの仕様書と、更なる調査のために靴を提出する必要がある。</p> <p>(s) TR5.2.1に従い、オーダーメイドの靴またはその他同様の種類の靴の着用は認めない。</p> <p>(t) 規則および規程に従い、WAは結果を「未認定」(「UNC TR5.5」)として分類するか、TR5に違反した場合に競技者の記録を無効と宣言する権利を留保する。</p>
TR5.3	§143-3	スパイクの数 競技用靴の靴底および踵は、11本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11本以内であればスパイクは何本でもよい。	スパイクの数 競技用靴の靴底(踵の下の靴底を含む)は、11本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11本以内であればスパイクは何本でもよい。
TR5.4	§143-4	スパイクの寸法 …もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合は、これを適用する。	スパイクの寸法 …もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合や特定の形状のスパイクの使用を認めていない場合は、これを適用する。
TR5.5	§143-5	靴底と踵 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあつてもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。 走高跳と走幅跳における靴底の厚さは13mm以内、走高跳の踵の厚さは19mm以内でなければならない。本条13項により、その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。	靴底と踵 靴底(踵の下の靴底を含む)には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあつてもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。靴底の最大の厚さはTR5.13に定める。
TR5.5 [注意]	§143-5 [注意]	iii 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ42(EUR)(=26.0cm)の靴底の厚さに基づいている。	iii 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ42(EUR)(=26.5~27.0cm)の靴底の厚さに基づいている。

TR5.10	§143-10	<p>アスリートビブス [国内]</p> <p>ii. アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm以内×縦 20 cm以内とし、数字の大きさは 縦最低 6 cm～最高 10 cmとする。腰ナンバー標識は 18 cm×12 cmを標準とする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>今年度の新入生からは 新規格が望ましいが 在庫がある場合は その限りではない</p> </div> <p>iii. アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm以内、横 24 cm以内とする。</p> <p>iv. アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別に分けることができる。</p> <p>v. アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名は、縦 4 cm以内とする。</p>	<p>アスリートビブス [国内]</p> <p>ii. アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm以内×縦 16 cm以内とし、個人を識別する文字や数字等の大きさは縦最低 6 cm～最高 10 cmとする。腰ナンバー標識は 18 cm×12 cmを標準とする。</p> <p>[注意]</p> <p>競技会毎にビブスを作成する場合は、2021年4月から新規格のものを使用する。但し、以下のような場合は2023年3月末まで旧規格（横 24cm 以内×縦 20cm 以内）の使用は可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中体連・高体連等で3年間、同一番号のビブスを使用している場合、在校生（2021年4月から2年生以上）の卒業まで（最長2年間）。 ・2021年4月からの1年生は新規格のビブスを使用する。 ・加盟団体に大量に旧規格の在庫がある場合。 <p>iii. アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm以内、横 24 cm以内とする。</p> <p>iv. アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別および種目別に分けることができる。</p> <p>v. アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名等は、縦 4 cm以内とする。</p>
TR5.13	§143-13	猶予	猶予
TR5.13.1	(a)	<p>WAによる書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は</p> <p>本項 (b) が遵守され、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうかにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。</p>	<p>WAによる書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は</p> <p>TR5.13.2 が遵守される場合を除き、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうかにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。</p>
TR5.13.2	(b)	スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、1つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。	スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、1つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。
TR5.13.3	(c)	<p>靴底は最大厚さ 40mm 以下でなければならない（スパイクを含む靴は、靴底の厚さは最大 30mm 以下でなければならない）。</p> <p>[注意]</p> <p>i. 靴底の厚さの測定については本条5項参照。</p> <p>ii. 本項 1 号の「1 つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく（例：個々のパーツは互いに上に積み重ねない）、1 つの平面に連続して配置しなければならない。</p>	<p>靴底の最大の厚さは、以下の表に記載されたものでなければならない。（表は別添）</p> <p>[注意]</p> <p>i. TR5.13.1 の「1 つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく、1 つの平面に連続して配置しなければならない（例：個々のパーツは互いに上に積み重ねない）。</p>
TR6.3	§ 144-3	競技者に対する助力 この規則の目的から下記については、助力とみなし許可しない。	競技者に対する助力 この規則の目的から下記のような場合は、助力とみなし許可しない。
TR6.3.3	(c)	第 143 条で認められた靴を除き、本規則で規定された用具では達成できない有利さを使用者に提供する装置の使用。	TR5 に準拠する靴を除き、本規則で指定された、あるいは認められた機器を使用して得ることができると考えられる効果以上の利益を使用者に提供する技術や装置を使用すること。
TR6.3.4	§ 144-3 (d)	何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よ	何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よりも



		りも有利にならないことを、その競技者が必然性のある理由で説明できる場合を除く。	有利にならないことを、合理的に疑いなく説明できる場合を除く。
TR6.4 TR6.4.8	§ 144-4 (h)	競技者に対する助力 この規則の目的から下記については、助力とはみなさず許可する。 電子掲示や類似の器具による、関連する記録も含めた競技の経過時間の提示。	競技者に対する助力 この規則の目的から下記の場合は、助力とはみなさず許可する。 電子ライトや類似の器具による、レースの進行時間や関連する記録の提示。
TR11.3 グリーン	§ 149-3	WA は、競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを決定する目的を例外として決定した。風速が測定される種目において…	WA は競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを判断することのみを目的として、以下を例外的に決めている。 風速が測定される種目において…
TR17.5 グリーン	§ 163-5 グリーン		800m競走および該当するリレー種目で使用するブレイクラインのマーカーは 50 mm×50 mm で高さ 150 mm 以下でなければならない。 CR25.4 で失格の理由を明確にするために、以下のように記載する。 (a) 競技者が TR17.3 に違反し、ラインの上や内側を踏んだ。 (b) 競技者が TR17.5 に違反し、ブレイクラインの手前やグループスタートで決められた位置の手前で内側を走った。
TR19.8	§ 165-8	各レースの第1着の時間および記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3人の任命された計時員（そのうち1人は計時員主任）と1～2人の予備に任命された計時員が計時する。（混成競技では第200条8(b)参照）予備計時員の時間は、1～2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合に事前に決めた順序によって採用され、いつの場合でも3個の時計で時間を記録する。	各レースの1着ならびに記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3人の任命された計時員（そのうち1人は計時員主任）と1～2人の予備に任命された計時員（予備計時員）が計時する。（混成競技についてはTR39.8.2参照）。予備計時員によって記録された時間は、1～2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合にのみ、事前に決めた順序により採用される。どのような場合でも1着の時間は3個の時計で記録する。
TR19.24.5	§ 165-24 (e)	トランスポンダーシステム [注意] 公式の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間を知らせることができる。	トランスポンダーシステム [注意] 公式の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間（グロスタイル）である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間（ネットタイム）を知らせててもよい。 [注釈] 大会主催者はネットタイムを参加標準記録の資格記録として扱ったり、エリートカテゴリーの競技者を除くランナーの順位付け等に活用してもよい。
TR22.6 グリーン	§ 168-6 グリーン	…リード脚と抜き脚の両方に適用される。ハーダルを蹴り倒しても、そのことだけでは失格とはならない。多くの競技者は、後足を抜くときにバーの上部に当たってハーダルを倒している。意図的にハーダルをノックダウンする（例えば、競技者がハーダルに近づきすぎたとき）と違反となる。審判長は、各競技者がすべてのハーダルを越えなくてはならない（go over）と定める規則第168条7の重要な要件を逸脱し、競技者の行為は、ハーダルを意図的に倒したという事実に同意しなければならない。最も明白な意図的に倒したといえる例は、競技者が手を使っている場合である。他の例では、足や太腿の裏が意図的に使われているように見える場合、審判長は、そうした行為が意図的	…リード脚と抜き脚の両方に適用される。ハーダルを蹴り倒しても、そのことだけでは失格とはならない。以前の「故意にハーダルを倒す」という規則は削除された。TR22.6.2 では審判長によって考慮される、より客観的な要素に変更された。わかりやすい事例として、競技者が「手を使う」といっても、ハーダルを駆け抜ける際に胸のそばに手があるということもある。また、「振り上げ脚の上側」は膝だけでなく、振り上げ脚の前側を意味している。 注意との関連では、…



資料
べ

		<p>であり、規則の意図に違反しているという、強いて確信を持たなければならない。競技者がハンドルをクリアする際に十分な高まで抜き足を上げず、その結果として蹴り倒してしまう例は、意図的と判断されることがある。</p> <p>注意との関連では、…</p>	
- TR23.2	§ 169-2	<p>障害物競走</p> <p>3,000m競走は、障害物を 28 回と水濠を 7 回越えなければならない。また 2,000m 競走では、<u>障害物を 18 回と水濠を 5 回越えなければならない。</u></p>	<p>障害物競走</p> <p>3,000m競走は、障害物を 28 回と水濠を 7 回越えなければならない。スタートラインから最初の 1 周に入るまでの間には、障害物を置かない。競技者が最初の 1 周に入るまでにある他の周で使用される障害物は、その間移動しておく。</p>
TR23.3	§ 169-3	<p>障害物競走</p> <p>障害物競走では、フィニッシュラインを初めて通過してから各周に 5 個の障害物があり、その 4 番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方が良い。すなわち障害物間の距離は、1 周の長さの約 5 分の 1 とする。</p> <p>[注意]</p> <p>i-WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。</p> <p>ii-2,000m 競走で、トラックの内側に水濠がある場合、5 個の障害物すべてが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを 2 回通過した第 2 周目からとする。</p> <p>[国内]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2,000m 競走では、水濠は 1 周目の 2 番目の障害物とし、つぎの周からは 4 番目の障害物とするのがよい。 2. トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1 周の距離を延ばしたり縮めたりすることができる。1 周の正確な長さを定めたり、水濠の位置を正確には明記できない。 3. 3,000m 競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 70m 以上とする。9 レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを 70m とし、全競技者が第 1 障害物を通過した後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。 	<p>障害物競走</p> <p>障害物競走では、フィニッシュラインを初めて通過してから各周に 5 個の障害物があり、その 4 番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方が良い。すなわち障害物間の距離は、1 周の長さの約 5 分の 1 とする。</p> <p>[注意]</p> <p>WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。</p> <p>[国内]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1 周の距離を延ばしたり縮めたりすることができます。1 周の正確な長さを定めたり、水濠の位置を正確には明記できない。 2. 3,000m 競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 70m 以上とする。9 レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを 70m とし、全競技者が第 1 障害物を通過した後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。
TR23.4	§ 169-4	<p>障害物競走</p>	<p>障害物競走</p> <p>2,000m 競走は、障害物を 18 回と水濠を 5 回越えなければならない。最初の障害物は、周回の 3 番目の障害物の位置とする。それよりも手前にある障害物は、最初に競技者が通過するまでは設置しない。</p> <p>[注意]</p> <p>2,000m 競走で、トラックの内側に水濠がある場合、5 個の障害物すべてが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを 2 回通過した第 2 周目からとする。</p> <p>[国内]</p> <p>2,000m 競走では、水濠は 1 周目の 2 番目の障害物とし、つぎの周からは 4 番目の障害物とするのがよい。</p>

TR23.7	§ 169-7	障害物競走 …、次のことをすると失格となる。 水濠の外側に着地したとき	障害物競走 …次のことをすると失格となる。 水濠のある場所で、水濠以外の地面を踏んだとき（水濠の右側・左側を問わない）
TR24.7	§ 170-7	リレー競走 …、競技者の身体の位置ではない。	リレー競走 …、競技者の身体の位置ではない。 ティク・オーバー・ゾーン外でのバトンの受け渡しは、失格となる。
TR24.8	§ 170-8	リレー競走 …適用されない。 但し、自分のレーンの外を走ったり、外で立ち止まつたりすることによって、バトンを渡し終えた競技者が、自分の位置やレーンの外を走ることで故意に他のチームの競技者を妨害したときは、第 163 条 2 が適用される。	リレー競走 …適用されない。 但し、自分のレーンの外を走ったり、外で立ち止まつたりすることによって、バトンを渡し終えた競技者が他のチームの競技者を妨害したときは、TR17.2 が適用される。
TR24.22 (新規)	—	リレー競技	リレー競技 この規則によらないでリレー競走を行う場合には、関連する各種規則や適用方法を決めなければならない。
TR25.3.2	§ 180-3 (b)	マークー サークルから行う投てき競技ではマークーを 1 個だけ使用することができる。このマークーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができる。マークーは…	マークー サークルから行う投てき競技ではマークーを 1 個だけ使用することができる。このマークーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができるが、線上や着地場所に置くことはできない。マークーは…
TR25.6 グリーン	§ 180-6	試技順と試技	試技順と試技 競技者が自分の意思により、あるいは CR6 により競技を途中で止めた場合、当該競技者はその競技のその後の試技を行うことはできない。例えば高さを競う跳躍競技での 1 位決定のためのジャンプオフや、混成競技でのそれ以降の種目には出場できない。
TR28.2 グリーン	§ 183-2	棒高跳	棒高跳 (e) 競技者が試技を行った後、その試技が成功失敗の関わらず、ボックスの位置に戻り、ポールをボックスの中に差し込んで跳躍する際の自分の位置をチェックするという習慣がある。この行為は TR25.8 に従い、次の競技者が試技を開始するまでに行うか、競技の実施を遅らせない限り許される。
TR29.3 TR30.1 他	§ 184-3 § 185-1 他	踏切板 粘土板角度・ビデオ判定 走幅跳（三段跳び） 無効試技の定義 適用時期 〔国際〕 2020.11.1～ 〔国内〕 2021. 4. 1～	踏切板 粘土板角度・ビデオ判定 走幅跳（三段跳び） 無効試技の定義 適用時期 〔国際〕 2021.11.1～ 〔国内〕 2022. 4. 1～
TR30.1 (a)	§ 185-1 (a)	〔国際〕 2020.11.1～ 〔国内〕 2021. 4. 1～ 競技者が踏切を行なう際、跳躍しないで走り抜けた中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。	〔国際〕 2021.11.1～ 〔国内〕 2022. 4. 1～ 競技者が踏切る際、跳躍しないで走り抜けたり、あるいは跳躍の動きの中で踏切足または踏切足の靴のどこかが、踏切板または地面から離れる前に踏切線の垂直面より前に出た時。
TR34.1	§ 189.1	円盤投 円盤の胴体は、…金属板なしで円盤をつくつてよい。縁の円弧の始まるところから、円盤の中心より 25 mm～28.5 mm の円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。 円盤の断面は、…	円盤投 円盤の胴体は、…金属板なしで円盤をつくつてよい。円盤の両面は同一であり、くぼみや突起がなく、縁が鋭利なものであってはならない。縁の円弧の始まるところから、円盤の中心より 25 mm～28.5 mm の円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。 円盤の断面は、…

資料
ペー資料
ペー資料
ペー

TR35.4 TR37.5	§ 190-4 § 192-5	円盤投げ ハンマー投げ …。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mm とする。	円盤投げ ハンマー投げ …。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mm ([国際] 最大 45 mm) とする。
TR39.8.5	§ 200-8	混成競技	混成競技 混成競技での試技順や最終種目のレーン順は、技術代表または混成審判長が望ましいと判断した場合には、変更することができる。それ以外の種目の試技順やレーン順は抽選により決める。

上記以外に、

- ・項番付記体系を WA 新体系にあわせて変更（並び替え）した箇所あり。
- ・国際適用と国内適用が判別しやすいように、これまでの内容は変えずに表記を〔国際〕〔国内〕で別立て表記にした箇所あり。それに伴い、記載場所を同一条文番号内で前後に動かした箇所あり。
- ・グリーンテキストについては、より分かりやすい文章に再翻訳した箇所あり。英文から既に削除されているものは日本文でも削除。

TR5.13.3 表

種目	靴底の最大の厚さ (TR5.5、TR 5.13.3)	要件・備考
フィールド種目 (除: 三段跳)	20mm	全投げ種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く長さを競う跳躍種目に適用。 全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
トラック種目 (ハーダル種目を含み、800m未満の種目)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
トラック種目 (障害物競走を含み、800m 以上の種目)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。 競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは、道路競技と同じとする。
クロスカントリー	25mm	
道路競技 (競走、競歩)	40mm	
マウンテンレースとトレイルレース (TR57)	制限なし	

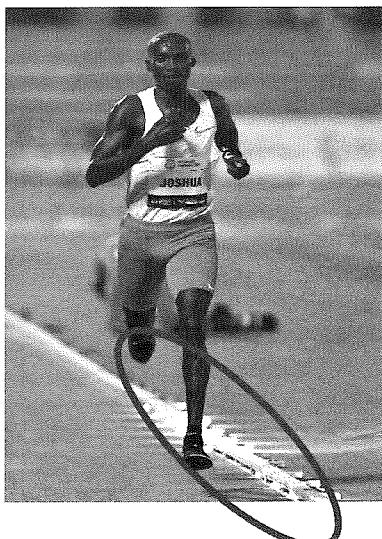
以上

●靴底の厚さ (TR5.5、5.13.3)

種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考
フィールド種目 (除: 三段跳)	20mm	<ul style="list-style-type: none"> 全投擲種目と高さを競う種目、長さを競う種目 (除: 三段跳) に適用する。 全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の厚さを越えてはならない。
三段跳	25mm	<ul style="list-style-type: none"> 靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の厚さを越えてはならない。
トラック種目 (800m未満)	20mm	<ul style="list-style-type: none"> リレーにおいては、各走者が走る距離の応じて適用する。
トラック種目 (800m以上)	25mm	<ul style="list-style-type: none"> リレーにおいては、各走者が走る距離の応じて適用する。競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは、道路競技と同じとする。
道路競技	40mm	
クロスカントリー	25mm	
マウンテンレース・トレイルレース	制限なし	

26.5cm だったら EU 42.0、UK 8.5、US 9.5 を選ぶ												
	25.0	25.5	26.0	26.5	27.0	27.5	28.0	28.5				
39.0	39.5	40.0	40.5	41.0	41.5	42.0	42.5	43.0	43.5	44.0	44.5	
6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5	
7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5			

●競技者に対する助力 (TR6.4.8)



ライトの点灯に合わせて、走れば世界記録になる

●障害物競走

【起源】

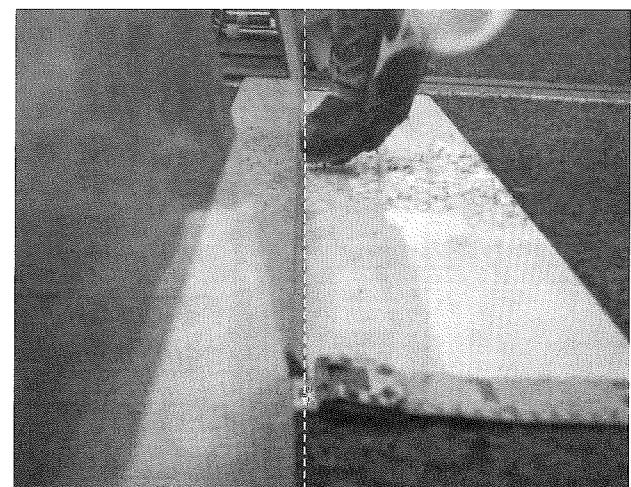
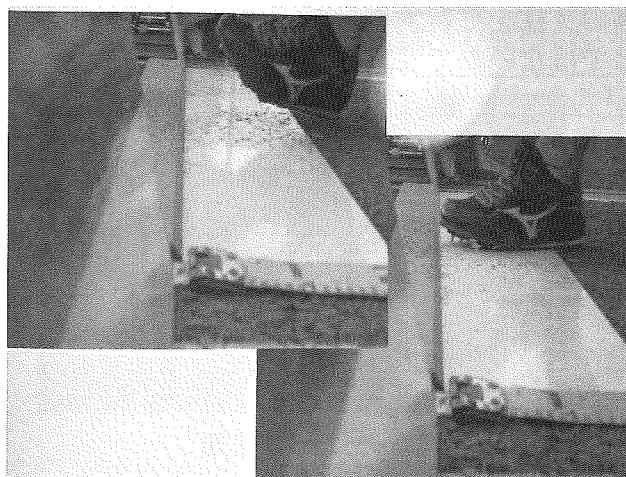
- ・「3000mSC」☞「Steeple（教会の尖塔）Chase（追跡・狩り）」
- ・かつてヨーロッパの村々が教会を中心としていた時代に、馬に乗って遠くに見える教会の尖塔を目指して、森や牧草地の様々な障害物を飛び越えて狩りをしていた。
- ☞ 小川（堀・濠）を飛び越えて行った。
- ・その後、森や牧草地で行っていたことを競馬場内に持込み、「馬の大障害レース」「馬術競技」に発展
- ・19世紀後半からの近代陸上競技に人が障害物や水濠を飛び越えながら走る競技も誕生

競技者は水濠を越えて、あるいは水濠に入って進み、1歩目・2歩目に限らず
「きちんと水濠を越えたか、越えてないか」で判定
☞ 「距離が短くなる、ならない」「外に出た歩数」で判定しない

●走幅跳・三段跳の踏切の判定 (TR29.3、29.5、30.1)

- ・踏切の判定 ☞ ビデオカメラ設置（出来ない場合は粘土板）
- ・粘土板の角度は45度 ☞ 90度
- ・無効試技の定義 ☞ 垂直面より前に出たら無効

※【国際】2021.11.1～【国内】2022.4.1～（延長）



施設用器具委員会より

● 150m、145mのスタート位置

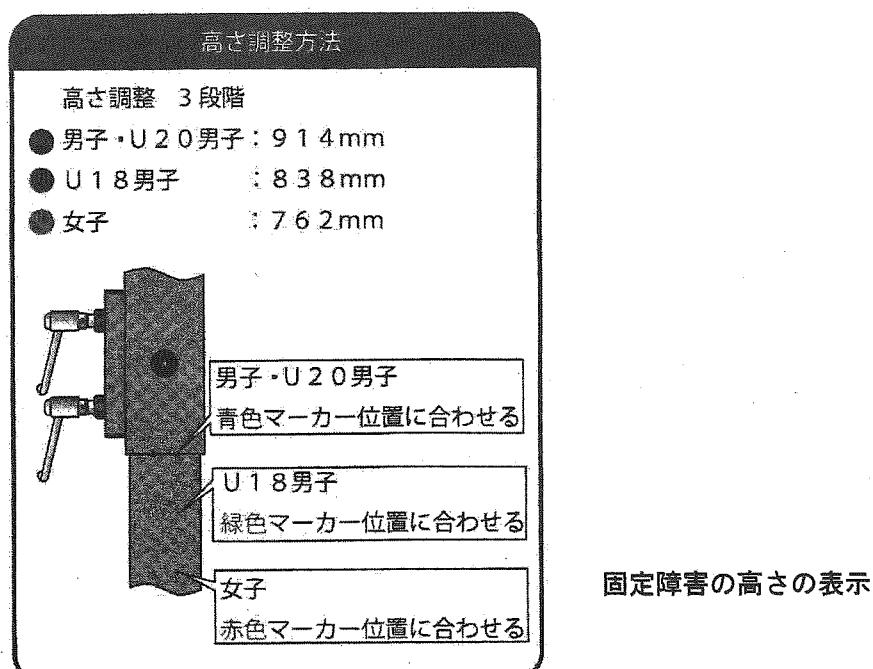
- 150mスタート … 300mHのハードル4台目と同じ
- 145mスタート … 400mHのハードル7台目と同じ

● 300mH設置の注意事項

- 競技会での実施が予定されています。すべての競技場で必要ではないことから設置の義務付けはしていません。各陸協で設置を必要とする競技場を検討して設置を働きかけてください。設置後、検定が必要となります。
- 標識タイルでない費用負担の少ない表示方法としています。
- マーキングはしていませんので、競技会時に設置位置をマーキングしてください。チョーク付きの水糸を利用すると簡単に早く設置ができます。この方法は、全国検定会議、全国区域技術役員会議において各都道府県の検定員、技術役員に周知をしています。
- ハードルの高さは、男子 U20、914 mm、U18、838 mm、女子 762 mm。

● 障害物の対応(競技規則第169条)

- 障害物の高さにU18男子(838 mm(±3 mm))の規格が2020ルールに新たに定められた。
- 国内では競技会で行わないことから、〔国際〕対応になっているが、導入されてもすべての競技場が対応するには10年近くかかることから、2020年からU18の高さにも対応した製品が納入されている。
- 製品の値上げではなく、競技場の了解を得て納入することとなっている。
- 固定障害は水濠改修時など固定障害の支柱を更新するとき、移動障害は更新するときに対応している。義務付けではないので注意されたい。
- 納入した競技場では、高さの違いが判りづらく、競技会時に高さの修正に間違いがないよう注意をされたい。使用する審判員等に周知をしてください。

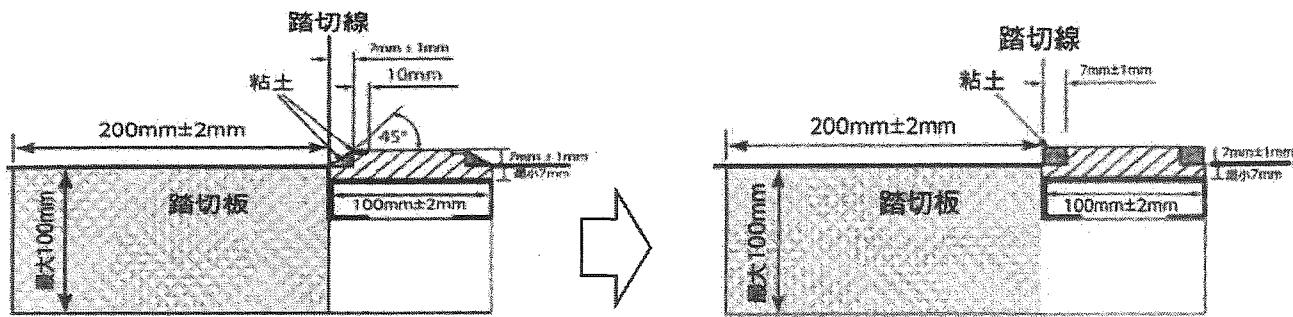


● 障害物競走等、グループスタートにおける代用縁石の置き方

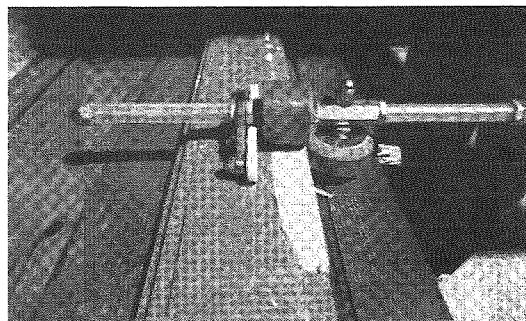
- 競技規則により、国内の競技場では代用縁石を置くことから、代用縁石を縁石とみなして、トラックの計測は縁石の外側から300mmの所で計測している。
- 代用縁石を設置する際は、競技場保有の代用縁石の数が不足しているので、1本おきとしていたが、競技規則に則れば全線に置く必要がある。
- 競技場の代用縁石の補充整備を進めている。

粘土板の粘土の角度変更

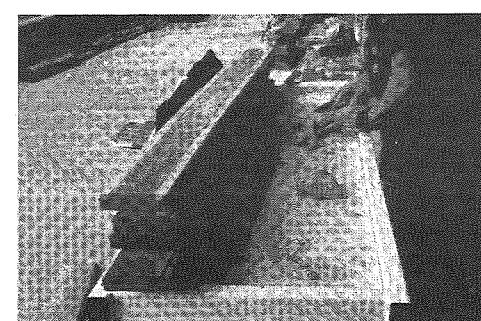
- 粘土を45度から90度となる。(競技規則第184条3~5)
- 適用開始時期が延期された。
WA: 2020年11月1日 → 2021年11月1日から
国内: 2021年4月1日 → 2022年4月1日から
- 粘土板は、新ルール適用後も現在使用しているタイプ(45度成型対応)が粘土を90度に成型できるため、粘土板はそのまま使用する。
- 粘土を90度に成型するローラーは製品がある。



粘土を45°の成型から90°に成型することになる



成型ローラー



ローラーなしでも成型可

● 兼用サークル表面の仕上げの追加

- 2019WA施設マニュアルの改正において、ハンマー投の兼用サークル(ドーナツ板)は素材によっては雨天時に滑りやすいものがあり、上部を白色以外で、滑らない仕上げとされた。
- 国際大会では対応した物を使用する必要がある。
- 国内でも、滑らない仕上げの製品が販売される。(190,000円+税)検定品であるので、買い替え時には滑らないものを購入する。
- 買い替えるのは高額のため、買い替えるまでの措置として競技場にある製品には、滑らないテープを貼ることで対応可能としている。

障害物競走等、グループスタートにおける代用縁石の置き方について

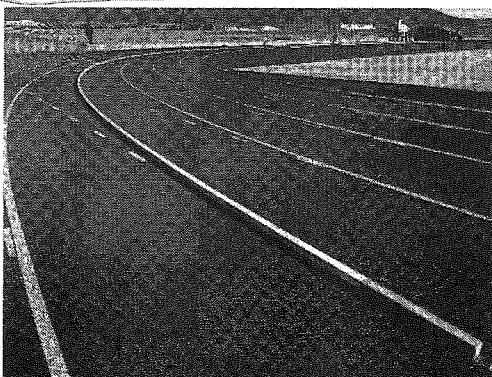
国内の競技場では代用縁石を置くことから、代用縁石を縁石とみなして、トラックの計測は縁石の外側から 300mm の所で計測している。そのために、国内の競技場の 10000m におけるグループスタートのスタートラインは直線の長さにも関係するが(5 レーンの)800m のスタートラインの前方に引かれている(図 1 参照)。

一方、海外の競技場のグループスタートのスタートラインは(5 レーンの)800m のスタートラインと重なっている所から引かれている。これは内側のライン外側から 200mm の所でトラックの計測を行っているためである(図 2 参照)。

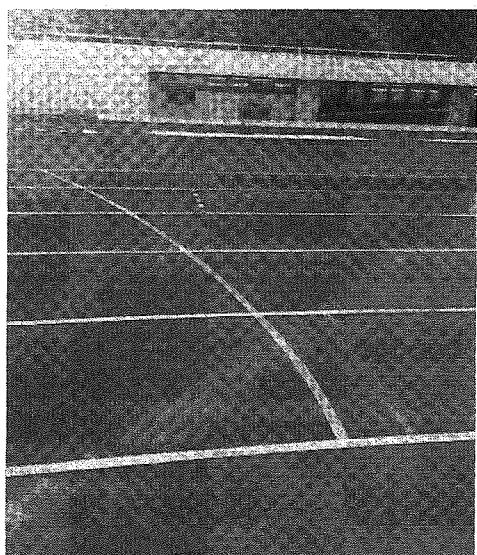
厳格に言えば国内競技会において代用縁石を設置する際は、競技規則に則れば全線に置く必要がある(図 3 参照)。しかしながら、競技場保有の代用縁石の数が足りなければ、1 本おきに置かざるを得ない。また、国内で実施する国際大会においては全線設置を基本としてレースがスタートした後は速やかにすべての代用縁石を撤去することとなる。グループスタートのレースが複数組ある場合もレースごとに並べることが望ましい。



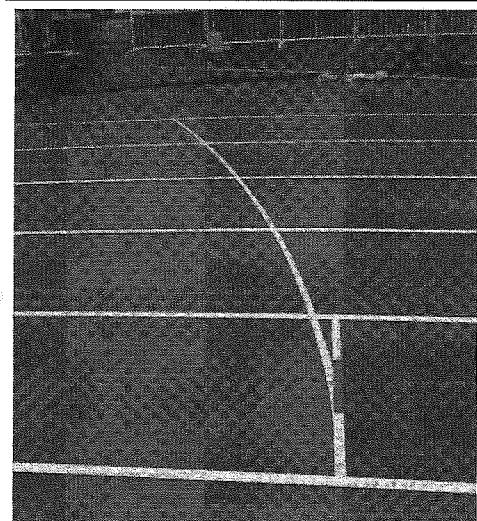
グループスタートする際に第 2 グループのスタートラインからすぐに縁石を設置すると、第 1 グループ外側の競技者が縁石につまずくことがある。そのため、第 2 グループのスタートラインから(約 5~10m 程度)縁石を設置せず、第 1 グループの競技者の安全性を考慮しながら 2 個または 3 個のコーンを置くことが望ましい。縁石に代わりコーンを設置していることを競技者に伝えるといい。



全線に設置した代用縁石【図 3】



国内競技場におけるグループスタートのスタートライン【図 1】



海外競技場におけるグループスタートのスタートライン【図 2】

「JAAF が定めている記録用紙」改訂について

日本陸上競技連盟 競技運営委員会

この度、各種記録用紙(旧「陸連が定めている各記録用紙などの様式」)の改訂をおこないました。主な改訂内容は、次のとおりです。

①競技規則の改正及び番号体系変更に伴う修正

「監察員記録用紙」を中心に、用紙中の文言はできる限り競技規則条文にあわせた表現にしました。各用紙に引用されている規則の内容を改正に合わせ、条文番号を新番号に修正しました。

②用紙としての役割の充実

これまで 2 種類で対応していた「日本記録・日本タイ記録申請書」(表題変更。旧「日本陸上競技連盟新(タイ)記録申請書」)を確認事項や添付書類が異なる種目ごとにあわせて、7 種類に分けました。

③使い勝手の改善

④書式番号表記の統一

書式番号〇〇と、改訂した年・月を「JAAF-〇〇.2021/2」に統一しました。

陸連 HP に「もくじ」とともに掲載します。

「もくじ」には、各用紙の改訂内容の詳細が記載されていますので、こちらもご確認ください。

日本記録・日本タイ記録申請についての留意点

用紙の改訂で、これまでになかった項目が増えました。

審判長・総務などのほかに、フィールド競技の場合は、計測した 3 名のフィールド競技審判員のサインが追加されました。その際、サイン欄に JAAF ID の記入が必要です。

その場で ID を調べられない場合もあるため、当該年度の ID を審判手帳にメモしておくなどの備えをするよう、貴団体所属の審判員のみなさんへお伝えください。

日本記録・タイ記録がマークされた場合に規則で定められている条件は何か(例えば投てき物の確認など)、申請には誰のサインが必要なのか、改訂された内容の確認をお願いします。

U20/U18 の記録を見落とすケースが多くなっています。シニアと一緒に競技会では特に、ご留意ください。

また、道路競技で、途中距離の記録の見落としも目立ちます。同一競走(歩)路で距離別の公認を取得している場合は、途中記録(日本記録として認められる種目)も確認していただきますようお願いします。

以上

JAAFが定めている記録用紙 もくじ

・ 2021年より、用紙No.の表記を統一しました。

・ 2020年度に改訂された用紙No.と、特に内容を大きく変更した用紙名称に色付けしました。

用紙 No.	用 紙 名 称	内 容	最終更新日	改 訂 内 容
	はじめにお読みください			
	表紙(2021年)	製本用(表紙)	2021/2	デザイン変更
JAAF-01	順位記録用紙		2004/5	
JAAF-02	競走(歩)競技順位判定表		2005/1	審判員(記録者)に修正
JAAF-03	計時記録用紙		2004/5	
JAAF-04	計時記録判定表		2004/5	
JAAF-05A	競歩審判記入用紙A	18名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-05B	競歩審判記入用紙B	40名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-06	競歩レッドカード		2020/9	用紙名「警告(レッド)カード」を「競歩レッドカード」に改名
JAAF-07A	競歩審判集計表A(トラック)	30名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-07B	競歩審判集計表B(道路用)	40名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-07C	競歩ペナルティゾーン記録表		2020/9	用紙名「ピットレーン記録表」を「ペナルティゾーン記録表」に改名
JAAF-08	成績記録表・番組編成表(A)	9名分	2004/5	
JAAF-09	成績記録表・番組編成表(B)	30名分	2004/5	
JAAF-10	道路競技成績記録表		2004/5	
JAAF-11	トラック種目記録表(一覧表)	予選・準決・決勝	2008/4	中学高校などに学年を記入
JAAF-12	リレー種目記録表	予選・準決・決勝	2008/4	中学高校などに学年を記入
JAAF-13	走高跳・棒高跳記録表		2020/9	科学計測装置確認欄の削除
JAAF-14A	走幅跳・三段跳記録表A		2020/9	科学計測装置確認欄の削除
JAAF-14B	走幅跳・三段跳記録表B	試技回数を独自に記入	2020/9	科学計測装置確認欄の削除・試技回数欄を自由記入可能に修正
JAAF-15	混成競技記録得点表		2020/9	備考欄を追加(新記録などの記入)
JAAF-16A	投てき種目記録用紙A	砲丸投・円盤投・ハンマー投・やり投	2020/9	科学計測装置確認欄の削除
JAAF-16B	投てき種目記録用紙B	試技回数を独自に記入	2020/9	科学計測装置確認欄の削除・試技回数欄を自由記入可能に修正
JAAF-17	写真判定用紙		2004/5	
JAAF-18	写真判定用紙(中長距離用)		2004/5	
JAAF-19A②	監察員記録用A/②	外水塗トラック用 / ② Aの裏面	2021/2	違反内容の改訂、取り扱いの少ない事例を裏面に追加、新条文No.へ移行表記
JAAF-19B②	監察員記録用B/②	内水塗トラック用 / ② Bの裏面		
JAAF-20	ラップタイム記録表		2004/5	
JAAF-21A	周回記録表A	30名分	2016/2	枝番を追加
JAAF-21B	周回記録表B	90名分	2016/2	枝番を追加
JAAF-22	リレーオーダー用紙		2017/4	リレーメンバー以外の記入項目を追加
JAAF-23	リレーオーダー変更届		2021/2	オーダー変更上の注意を追記、受付時刻と受理者自署欄を追加
JAAF-24	トラック種目風向風速記録表	トラック用	2021/2	表題変更「種目別風力記録表」→「トラック種目風向風速記録表」
JAAF-25	走幅跳・三段跳風向風速記録表	走幅跳・三段跳用	2008/4	ベスト8⇒トップ8に変更
JAAF-26	定時観測連結票		2021/2	表題変更「表」→「票」
JAAF-27A	グラウンドコンディション記録表A	16段	2021/2	表題にAを追加
JAAF-27B	グラウンドコンディション記録表B	24段	2021/2	表題にBを追加
JAAF-28	競技会記録公認申請書		2016/2	男子100mH、女子100mH(84.0cm→83.8cm)
JAAF-29	欠番			
JAAF-30A	日本記録・日本タイ記録申請書A	トラック個人種目	2021/2	・用紙を種目別に分け、それぞれに応じた確認内容と責任者を明確にした ・ゼロコントロールテスト立会者と判定写真確認者用紙を廃止して、各写真に直にサインすることとした ・添付書類を追加変更 ・ドーピング検査についての記入欄追加 ・審判長などの JAAF ID 記入欄追加 ・申請団体印廃止 など
JAAF-30B	日本記録・日本タイ記録申請書B	リレー種目		
JAAF-30C	日本記録・日本タイ記録申請書C	トラック競歩種目		
JAAF-30D	日本記録・日本タイ記録申請書D	跳躍種目		
JAAF-30E	日本記録・日本タイ記録申請書E	投てき種目		
JAAF-30F	日本記録・日本タイ記録申請書F	混成競技		
JAAF-30G	日本記録・日本タイ記録申請書G	道路競走・道路競歩		
JAAF-31	欠番		2021/2	
JAAF-32	スタート記録表	フォームと記入見本	2016/2	略号の変更により記入方法を修正
JAAF-33	競技進行管理表		2004/9	フィールド競技並び順を修正
JAAF-34	上訴申立書		2021/2	記入欄の配置換え、領収者押印廃止、新条文No.へ移行表記
JAAF-35	競技会で使用する略号例		2021/2	新条文No.へ移行表記、内容を整理、表題変更
JAAF-36	欠場届		2021/2	監督などの押印を廃止
JAAF-37	科学計測装置確認書		2020/9	確認欄を1ヶ所とした
JAAF-38	アップライト申告書		2021/2	新条文No.へ移行表記

* 用紙類はA4で作成しておりますので、適宜必要な用紙サイズに印刷または拡大コピーなどしてご利用ください。

監察員記録用紙 A

競技会名	日 時	月 日 時 分	
種目	男・女	予選・準決勝(組)・決勝	
規則違反／途中棄権 ※どちらかに○	レーンNo.	ビブスNo.	(リレー:第 走者 → 第 走者)
			ブレイクライン ○監察員位置 ×発生場所 フィニッシュライン
[] 周目 [] m [] 歩 [] 台目			
※レーンNo.やビブスNo.のほかに、ユニフォームの色も記録しておくとよい(リレーでは特に見間違うことがある) ※以下に当てはまる項目がない場合は、裏面を参照のこと。			
チェック	規則違反内容		規則
共通	不正スタート		TR 16.7
	レーン走行のレースで、割当てられたレーン以外を走った [直走路 / 曲走路]		TR 17.3.1
	レーン走行しないレースで、曲走路区間の縁石・ラインの上やその内側を踏んだ、走った		TR 17.3.2
	ブレイクライン手前でレーンを離れ内側レーンに入った		TR 17.5.3
	他の競技者を妨害した (詳細は所見欄に記入)		TR 17.2.2
ハードル・障害物	割当てられたレーン以外を走った		TR 22.6
	すべてのハードルを越えなかつた		TR 22.6
	足・脚がハードルをはみ出てバーの高さより低い位置を通つた		TR 22.6.1
	手や体、振り上げ脚の上側で、ハードルを [倒した / 移動させた]		TR 22.6.2
	自分や他のレーンのハードルを [倒して / 移動させ] 他の競技に影響を与えた / 妨害した		TR 22.6.3
	全ての障害物と水濠を越えていない		TR 23.7
	水濠のある場所で、水濠以外の地面を踏んだ (水郷の右側・左側を問わない)		TR 23.7.1
リレー種目	足・脚が障害物をはみ出して障害物の高さより低い位置を通つた		TR 23.7.2
	バトンパスがテイク・オーバーゾーン内で完了しなかつた (オーバーゾーン)		TR 24.7
	テイク・オーバーゾーンの外からスタートした		TR 24.19
	ブレイクライン手前でレーンを離れ内側レーンに入った		TR 24.17
	バトンを渡し終えた競技者が他のチームを妨害した		TR 24.8
	コーナートップの順に並んだあと 入れ替わった		TR 24.20
	コーナートップの順に並んだ次走者が、内側に移動する際に他の走者を妨害した、押しのけた		TR 24.21
	バトンパスの [完了前に後走者 / 完了後に前走者] が落としたバトンを拾つた		TR 24.6.3
バトンを拾い上げた後、落とした地点に戻らずにレースを再開した		TR 24.6.3	
監察員所見 [妨害あり / 妨害なし] ※妨害の詳細			
報告者氏名		記入者自署	

※以下、審判長記入欄

その他の判定資料(ビデオ映像(ビデオNo.を明記)、SISなど)・上記以外の判定の根拠となる規則No.

裁定/結果	ビブスNo.	失格 (DQ)	失格としない	救済	途中棄権
		審判長自署			

※裏面に (JAAF-19②) を印刷して使用のこと (JAAF-19 A. 2021/2)

※ おもて面および以下に当てはまる事例がない場合は、所見欄に詳細を記入のこと。

(おもて面以外の) 違 反 事 例		条文No.	
共 通	競技者にあるまじき行為、下品な行為などがあった	CR18.5	
	スタート時に、不適切行為があった	TR16.5	
	他者に押されて・妨害されて、自分のレーンの外、縁石・ライン上や内側に入った。 直走路・障害物競走の水濠へ向かう迂回路の直線区間で、自分のレーン外をまたは、曲走路で自分のレーンの外側を踏んだり走ったりした。 一実質的な利益にならず、妨害をしていなければ、失格としない	TR17.4	
	競技者が自らの意思でトラックを離れた	TR17.6	
	リレー以外で走路上や走路脇にマークをつけた、 またはマークの代わりに物を置いたので、指導したが取り除かなかった(審判員が取り除いた)	TR17.7	
	助 手 力	同一レースに参加していない者によってペースを得た。周回遅れか、 周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技をした。	TR6.3.1
		転倒後、他の競技者から立ち上ることを手助けしてもらう以外に、 前に進むための手助けを得た	TR6.3.6
		審判長の承諾なしに、競技区域内で途中時間を知らされた	TR17.14
		主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受け取った 他の競技者に飲食物・水の受け渡しを繰り返した。	TR17.15.4
	ハ ード ル ー ジ ー 物		
リ レ ー	許可されている以外のマーカーを剥がすよう指導したが、従わなかつた(審判員が剥がした)	TR24.4	
	バトンを手でもち運ばなかつた	TR24.6.1	
	バトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり、何かを手に付けたりした	TR24.6.2	
	バトンを落とした際、または落としたバトンを拾う際、他のチームを妨害した	TR24.6.3	
	他のチームのバトンを使った、拾い上げた	TR24.9	
	落としたバトンを他のチームが拾い上げた際、落としたチームが有利になった	TR24.9	

※監察員記録用紙(A)の裏面に印刷して使用のこと (JAAF-19②.2021/2)

日本記録・日本タイ記録申請書 A (トラック個人種目)

日本陸上競技連盟競技規則により、次の記録を申請する。

※ 該当するすべての項目の□にしをつける。日付は西暦。

<input type="checkbox"/> 男子	<input type="checkbox"/> 女子	種目名			
<input type="checkbox"/> 日本記録	<input type="checkbox"/> 日本タイ記録	<input type="checkbox"/> U 20	<input type="checkbox"/> U 18	<input type="checkbox"/> 室内	
1. 記録		風向風力	+	-	m
フリガナ	生年月日	登録都道府県			
2. 氏名	年 月 日				
所属団体正式名	JAAF ID(確認できれば記入)				
3. 競技会名	コード				
4. 記録した日	年	月	日		
5. 競技場名	コード				

※ 以下の確認した項目・該当するすべての項目の□にしをつける

6. 競技場・施設用器具について、私は以下のことについて確認した。	
<input type="checkbox"/> この競技場が日本陸上競技連盟の公認競技場である	
<input type="checkbox"/> 競技場のすべての施設用器具が日本陸上競技連盟競技規則に則るものであり、正しく使用された	
技術総務自署	JAAF ID
7. 競技会運営・実施について、私は以下のことについて確認した。	
<input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 写真判定装置 <input type="checkbox"/> 手動計時で使用したストップウォッチ) が正しく作動し、計測された	
<input type="checkbox"/> 風向風力計が正しい位置に設置され、正しく作動し、計測された	
<input type="checkbox"/> 競技が日本陸上競技連盟競技規則に則り、正しくおこなわれた	
<input type="checkbox"/> これは混成競技の中で記録されたものであるが、1回目の不正スタート後の2回目以降のスタートではない	
トラック競技審判長自署	JAAF ID
スタート審判長自署 (任命されている場合)	JAAF ID
総務自署	JAAF ID
混成競技審判長 (混成競技の場合)	JAAF ID
8. 私は上記すべてについて正しいことを確認し、以下の書類を添付して申請する。	
<input type="checkbox"/> 大会プログラム	<input type="checkbox"/> 該当種目の全記録 (風向風力・ハードルの規格を記入した)
<input type="checkbox"/> 判定写真 (トラック競技審判長・写真判定員主任・写真判定員の3名がサインをした)	
<input type="checkbox"/> ゼロコントロールテスト写真 (トラック競技審判長・スターー・写真判定員主任・派遣されていれば JTO がサインした。装置のメーカー名・品番が明記されている)	
<input type="checkbox"/> (手動計時の場合) 計時順位判定表・計時記録判定表	
<input type="checkbox"/> ドーピング検査の依頼をした (オリンピック種目のみ。U20/18・室内は不要)	
依頼日 月 日 / 實施日 月 日	
記録申請日 年 月 日	
加盟団体名/協力団体名	
代表者自署	

(JAAF-30A. 2021/2)

日本記録・日本タイ記録申請書 D (跳躍種目)

日本陸上競技連盟競技規則により、次の記録を申請する。

※ 該当するすべての項目の□にしるしをつける。日付はすべて西暦。

<input type="checkbox"/> 男子	<input type="checkbox"/> 女子	種目名
<input type="checkbox"/> 日本記録	<input type="checkbox"/> 日本タイ記録	<input type="checkbox"/> U 20 <input type="checkbox"/> U 18 <input type="checkbox"/> 室内
1. 記録		風向風力 + - m
フリガナ		生年月日
2. 氏名		登録都道府県
所属団体正式名		JAAF ID(確認できれば記入)
3. 競技会名		コード
4. 記録した日 年 月 日		
5. 競技場名		コード

※ 以下の確認した項目・該当するすべての項目の□にしるしをつける。

6. 競技場・施設用器具について、私は以下のことについて確認した。		
<input type="checkbox"/> この競技場が日本陸上競技連盟の公認競技場である <input type="checkbox"/> 競技場のすべての施設用器具が日本陸上競技連盟競技規則に則るものであり、正しく使用された		
技術総務自署		JAAF ID
7. 記録は、以下の3名のフィールド競技審判員が計測したものである。		
フィールド競技審判員①自署		JAAF ID
フィールド競技審判員②自署		JAAF ID
フィールド競技審判員③自署		JAAF ID
8. 競技会運営・実施について、私は以下のことについて確認した。		
<input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 検査済みの高度計 <input type="checkbox"/> 検査済みの鋼鉄製巻尺 <input type="checkbox"/> 事前確認した科学的計測器) を使用して、正しく計測された。		
<input type="checkbox"/> 風向風力計が正しい位置に設置され、正しく作動し、計測された <input type="checkbox"/> 競技が日本陸上競技連盟競技規則に則り、正しくおこなわれた <input type="checkbox"/> これは混成競技の中で記録されたものであるが、風向風力など単独種目と同様の条件を満たしている		
フィールド競技審判長自署		JAAF ID
総務自署		JAAF ID
混成競技審判長(混成競技の場合)		JAAF ID
9. 私は上記すべてについて正しいことを確認し、以下の書類を添付して申請する。		
<input type="checkbox"/> 大会プログラム <input type="checkbox"/> 該当種目の全記録 (風向風速を記入した) <input type="checkbox"/> 科学計測装置確認書 <input type="checkbox"/> ドーピング検査の依頼をした(オリンピック種目のみ。U20/18・室内は不要)		
依頼日	月	日 / 実施日 月 日
記録申請日		年 月 日
加盟団体名/協力団体名		
代表者自署		